

# 病院統合再編 経営形態は一般地方独立行政法人が望ましい

## 経営形態有識者委員会の報告を受け第3回運営委員会です承

お問い合わせ／  
市企画調整課企画調整係  
☎2615704

4月26日、市立酒田病院と県立日本海病院の統合再編協議会の第4回経営形態のあり方に関する有識者委員会が、山形県総合研修センターで開催されました。この日は、第3回までの委員会の議論に基づき、報告書の取りまとめが行われました。

有識者委員会の清水博委員長（前山形大学大学院医学系研究科教授）から提示された報告書案について、委員から「これまで病院長の権限強化をという意見があったが、病院長だけでなく病院運営を行う経営陣のリーダーシップ（統率力）・マネジメント（経営管理）力を強化することが大切」「自



▲経営形態のあり方に関する有識者委員会（4月26日）

治体も赤字を抱えている状況から、不採算医療だからとか、特殊な医療をやっているから赤字でよいという考え方は基本的に改めないといけない時代になっている」「病院長や経営陣の権限強化だけでなく、病院長自身が外部から評価されるという視点も大切である」「評価委員会の役割が重要なので、患者さんなどの地域住民の声を代弁する人を入れてほしい」などの意見が出されました。

### 医療改革に迅速・的確に対応するために

最終的に有識者委員会としては、急速に進む医療改革に迅速・的確に対応できること

- 迅速・的確に対応するためには病院長の権限を強化するとともに責任体制の明確化が不可欠
- 医師・医療スタッフの確保のしやすさと医療体制の変化への対応の迅速化に対応できること
- 院内の限られた医療従事者の集約化・機能分担・連携など少ない人材を有効活用できること

● 地域の病病連携・病診連携などに柔軟に対応できること

- 県立・市立といったことにとらわれない柔軟な新組織が必要である

などの視点から判断すると、統合病院の経営形態は、一般地方独立行政法人が最も適当であるとまとめられました。

また、新法人への移行にあたり、次の4点に配慮すべきとの提言がありました。

①再編統合では、現在の職員を継承することになることから、一般地方独立行政法人への移行にあたり、労働組合との意思疎通が行われるよう努めるとともに、職員の意欲向上に配慮してもらいたい

②一般地方独立行政法人の長所である病院運営の自律性・柔軟性を生かして、患者サービスの向上と職場環境の整備に配慮した病院経営を行ってほしい

③新型救命救急センターの創設や統合病院が引き続き担う政策医療を実施するための経費は、地域医療における公共性確保と健全な病

院経営に考慮しながら、県と市に対し、成果を厳密に検証して、評価に基づく支援が行われることを期待したい

④一般地方独立行政法人の設置団体である県と酒田市、評価委員会法人の理事長・病院長等がそれぞれ職責を十分に果たし、連携することで病院の経営管理力の強化を図ってもらいたい。また、評価委員会が、地域医療の確保と法人運営に重要な役割を果たすことから、委員の構成は公平性・客観性に配慮してもらいたい

### 第3回運営委員会「一般地方独立行政法人を了承

4回にわたる経営形態に関する有識者委員会での議論を受け、5月7日、総合再編協議会の第3回運営委員会が県庁で開催され、有識者委員会の清水博委員長が報告書を日野運営委員会委員長（県副知事）に提出しました。

運営委員会では、清水委員長からこれまでの議論の経過と経営形態として「一般地方独立行政法



▲運営委員会（5月7日）

や配慮すべき事項などは、具体的でとても分かりやすくまとめられている「患者、市民、県民が安心して医療を

人」を選択した視点と今後配慮すべき事項が報告されました。その後、運営委員により、経営形態について議論が行われ「報告書を見ると、迅速性・効率的な病院運営という視点では、一般地方独立行政法人の方がほかの経営形態より優れている」「これまで公務員として従事してきた職員に対しては、一般地方独立行政法人の制度は日が浅いので、十分納得がゆくような説明が必要」「一般地方独立行政法人の運営形態の特徴は、自主・自律に基づいた目標管理を行うことであり、何らかの改革をしなければならぬ時代の中で最も適した制度である」「職員の意欲は制度がつくるものでなく、組織が築き上げていくものである」「今後、市民や議会、職員にも積極的に説明しなければならぬが、この報告書に示された運営の方向性

※地方独立行政法人／住民の生活、地域社会および地域経済の安定等、公共上の見地からその地域で確実に実施される必要がある事務および事業を効果的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人中立性および公正性を特に確保する必要がある等の理由で職員等に地方公務員の身分を与える必要がある特定地方独立行政法人と、それ以外の一般地方独立行政法人がある。

すでに宮城県立こども病院が一般地

受けられることが基本で、すでに基本計画の中で検討を始めている。それらを示しながら不安の解消に努めたいし、職員にも丁寧に説明していきたい」「有識者委員会の議論は、社会状況・医療環境を見据えて適切な議論だった。次の段階の議論も重要であり積極的に進めたい」「経営形態の方向性が出ることで、今後のワーキンググループ（作業部会）での議論や事務作業等が加速度的に進むことになる」などの意見が述べられ、運営委員会としても有識者委員会の報告を了承し、「一般地方独立行政法人」が統合病院の経営形態として適当であると判断しました。

この内容を市民・住民等に説明し、市議会、県議会等の議論を経て、7月に予定されている市長と県知事による協議会で、経営形態を決定することになります。

### 病院統合再編Q&A

方独立行政法人に、大阪府の府立5病院と、岡山県精神科医療センターが、特定地方独立行政法人として運営されている。

**問** 一般地方独立行政法人では、公的役割がなくなるのではないですか。

**答** 統合病院が地方独立行政法人の経営形態になった場合でも、これまで市立酒田病院と県立日本海病院が行ってきた救急医療や感染症医療、災害医療、高度医療などの「政策医療」を引き続き提供し

ていきます。具体的には、市と県が統合病院を運営する地方独立行政法人に達成すべき中期目標（3年～5年）を指示し、地方独立行政法人はその目標を達成するため中期計画を定めて、市と県の認可を受けることとなります。また、それらの医療を実施するための経費は、法律に基づき市と県が運営費交付金等として支出することになります。さらに、こうした目標や計画が確実に実施されているかを検証・評価する評価委員会が設置され、実施状況を審査することになります。

### 地方独立行政法人の業務の流れ

